

手続きの種類	主に必要なもの	備 考	担当課等
重度障害者医療証の申請	・健康保険証、資格確認書等 ・障害者手帳 ・来庁者の本人確認書類 ・個人番号が確認できるもの ・所得証明書(個人番号の持参がない場合のみ必要)	・所得証明書は、転入が1月から6月の場合は前々年中、7月から12月の場合は前年中所得のもの。	障害福祉課 本館1階 433-7012
身体障害者手帳の住所変更	・手帳 ・個人番号が確認できるもの ・来庁者の本人確認書類	・住所変更の手続きが必要です。	
精神障害者保健福祉手帳の住所変更	・手帳 ・写真(縦4cm×横3cm) ・個人番号が確認できるもの ・来庁者の本人確認書類	・新たに交付申請の手続きが必要です。	
療育手帳の住所変更	・手帳	・住所変更の手続きが必要です。 ・大阪市、堺市、他府県からの転入の場合は新たな交付申請の手続きとなりますので、写真(縦4cm×横3cm)・個人番号が確認できるものがが必要です。	
特別児童扶養手当の申請	・府内:手帳(身障・療育) 〈府外(大阪市・堺市を含む)〉 ・手帳(身障・療育) ・受給者名義の預金通帳 ・個人番号が確認できるもの ・来庁者の本人確認書類	・住所変更の手続きが必要です。 ※貝塚市内での転居の場合も住所変更の手続きが必要です。	
特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当の申請	・受給者名義の預金通帳 ・個人番号が確認できるもの ・来庁者の本人確認書類	・新たに申請の手続きが必要です。	高齢介護課 認定担当 本館1階 433-7041
自立支援医療(精神通院)の申請	〈府外(大阪市・堺市を含む)〉 ①受給者証②健康保険の情報がわかる書類(資格確認書等) ③市町村民税課税証明書(※個人番号の持参がない場合のみ必要) 〈府内〉 ①※保険証が変わった場合②・③も必要 ・個人番号が確認できるもの ・来庁者の本人確認書類	③転入が1月から6月の場合は前々年中、7月から12月の場合は前年中所得のもの。 社会保険に加入のかた (受診者と被保険者分) 国民健康保険に加入のかた (同じ保険に加入されているかた分)	
介護保険要介護(要支援)認定の申請	・受給資格証明書 ・個人番号が確認できるもの ・来庁者の本人確認書類	・前住所で要介護(要支援)認定を受けていたかたは、転入日から14日以内に担当課へ申請してください。	
介護保険被保険者証の交付	・特にありません	・前住所で要介護(要支援)認定を受けていないかたには、被保険者証を簡易書留郵便で後日送付します。	保険年金課 給付担当 本館1階 433-7273
後期高齢者医療の手続き	・負担区分等証明書	・前住所地で負担区分等証明書の交付を受けられている場合は提出をお願いします。資格確認書は、簡易書留郵便で後日送付します。	
小学校・中学校の転校・転入学手続	・学校教育課で転入学通知書を発行します。 その通知書を、以前通っていた学校で発行された在学証明書、教科書給与証明書と一緒に新しい学校へご提出ください。 ・私立小中学校在学中のかたも必要な手続きがあります。詳しくは担当課へお問い合わせください。		学校教育課 本館5階 433-7108
公立幼稚園の入園手続	・個人番号が確認できるもの ・来庁者の本人確認書類	・簡単な面接を行いますので、入園ご希望の幼児も一緒にお越しください。	
広報紙の配布	・特にありません	・市内各町会・自治会に配布をお願いしていますので、転入先の町会・自治会にご相談ください。 ・広報紙が届かないときは、公共施設などの配布箇所でお受け取りください。	魅力づくり推進課 本館2階 433-7059
上下水道の使用	・特にありません	・新たに水道の使用を開始される時は開栓のご連絡をください。	上下水道営業課 本館2階 433-7140
し尿くみ取り・浄化槽点検清掃	・特にありません	・許可業者のみの業務となりますので、担当課へお問い合わせのうえ直接業者へお申し込みください。	環境衛生課 第2別館2階 433-7186